

化学物質の事前チェックと PRTR-WORLDへの成分データ 入力について

納入品についてのお願い

- ・新規、又は代替品のご提案等、弊社内への化学物質持込み時の事前チェック
- ・成分に「使用禁止物質」が含まれる場合は納入禁止（適用除外用途を除く）
- ・初回納入時における(株)エコ・リサーチ PRTR-WORLD システムへの成分データ入力とSDSの登録

＊入力対象の成分は、弊社HP「東海理化管理物質リスト」或いは「PRTR-WORLD」システム登録画面にてご確認ください

使用禁止物質

(原材料・副資材への使用禁止物質)

使用禁止物質

国内法開示物質

(PRTR法、安衛法、毒劇法)

SDSに成分
記載義務

- ・化審法(第一種・第二種)
- ・水質汚濁防止法
(指定物質、環境基準、排水基準、
及び要監視項目に該当する有機
塩素系化合物、農薬)
- ・大気汚染防止法(指定物質)
- ・オゾン層保護法
- ...等

使用禁止物質

(原材料・副資材への使用禁止物質)

定義

- ・使用により大気・水域・土壌に放出されると思われるもの
(反応により物性変化する場合も含む)

適用範囲

- ・社内で使用される全ての原材料・副資材に適用。
(包装・梱包材や業者持込みの洗浄剤、農薬も対象)
- ・生産関連以外の事務用品、分析・実験用試薬は除く
(但し、禁止物質該非チェックは自主的に実施のこと)

対象品の例

- ・常温で気体のフロン類や大気中に放散されるアスベスト類
- ・ジクロロベンゼン、ベンゼン、フェノールなど使用中に気化するものや、ヒューム、粉じんなど浮遊するもの
- ・樹脂類など溶融するもの
- ・常温で液体か、使用中に水または溶剤に溶解するもの
(トリアルキルスズ化合物、有機水銀化合物、無水フタル酸など)

お取引先への依頼事項

- 1) 原材料・副資材への使用禁止物質を含有する製品の
納入／売込み禁止
- 2) SDS改訂時の当社への連絡とPRTR-WORLD
登録済データの差し換え(成分、SDS原本、法チェック)

★お問い合わせ先

(株)東海理化 CN/CE戦略推進室 澤田

TEL:070-2244-1969

E-Mail:masakatsu.sawada@exc.tokai-rika.co.jp